# 平成24年3月市議会提出条例について (当初提案)

[総務部総務課]

# 【目次】

No.	条例名	ページ
1	福知山市地域情報通信ネットワーク事業特別会計条例	1
2	福知山市防災センター条例	1
3	福知山市事務分掌条例の一部を改正する条例	2
4	福知山市三和荘条例の一部を改正する条例	2
5	福知山市職員定数条例の一部を改正する条例	2
6	福知山市長及び副市長並びにガス水道事業管理者の給与に関する	3
	条例の一部を改正する条例	
7	福知山市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正	3
	する条例	
8	福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
9	福知山市三和町林業者等健康増進施設条例の一部を改正する条例	4
10	福知山市駐車場条例の一部を改正する条例	4
11	福知山市消防本部条例の一部を改正する条例	5
12	福知山市の消防署の設置、位置、名称及び管轄区域に関する条例	5
	の一部を改正する条例	
13	福知山市消防団の設置、名称及び区域に関する条例の一部を改正	6
	する条例	
14	福知山市火災予防条例の一部を改正する条例	6
15	福知山市消防手数料条例の一部を改正する条例	6
16	福知山市犯罪被害者等支援条例	7
17	福知山市介護保険条例の一部を改正する条例	8
18	福知山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	8
19	福知山城憩いの広場条例	8
20	福知山市下水道事業区域外流入受益者分担金条例	9

No.	条例名	ページ
21	福知山市下水道条例	10
22	福知山市農村研修集会施設条例の一部を改正する条例	10
23	福知山市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	11
24	福知山市農林関係事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例	11
25	福知山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正	12
	する条例	
26	福知山市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改	12
	正する条例	
27	福知山市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改	13
	正する条例	
28	福知山市ガス水道部の企業職員の給与の種類及び基準を定める条	13
	例の一部を改正する条例	
29	福知山市営住宅条例の一部を改正する条例	13
30	福知山市駅前広場条例の一部を改正する条例	14
31	福知山市立公民館条例の一部を改正する条例	14
32	福知山市立図書館条例の一部を改正する条例	15

- |1| 福知山市地域情報通信ネットワーク事業特別会計条例(新規)【情報推進課】
- 1 制定の理由

福知山市地域情報通信ネットワーク事業特別会計を設置するため、条例を 制定する必要がある。

- 2 制定の内容
- (1)福知山市地域情報通信ネットワーク事業の円滑な運営とその経理の適正 を図るため、福知山市地域情報通信ネットワーク事業特別会計を設置する こととした。 (第1条関係)
- (2) 特別会計における歳入、歳出の科目を定めることとした。(第2条関係)
- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 2 福知山市防災センター条例(全部改正)【消防本部】
- 1 改正の理由 防災センターの移転に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
  - (1) 市民の防災意識の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、防災センターを設置することとした。 (第1条関係)
  - (2) 防災センターの名称及び位置を定めることとした。 (第2条関係)
  - (3) 防災センターの施設を規定することとした。 (第3条関係)
  - (4) 防災センターが行う事業を規定することとした。 (第4条関係)
  - (5) 防災センターの使用許可手続きについて規定することとした。

(第5条、第6条、第7条関係)

- (6) 入館者は、防災センターの施設、展示品等を損傷したときは、その損害を賠償しなければならないこととした。 (第8条関係)
- 3 施行期日 規則で定める日

- 3 福知山市事務分掌条例の一部を改正する条例(一部改正)【職員課】
- 1 改正の理由 市の機構改革に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
- (1) 下水道事業の公営企業化に伴い、下水道部の項を削ることとした。 (第1条、第2条関係)
- (2)総務部に危機管理室を新設するため、総務部の事務分掌に危機管理に関することを含めた。 (第2条関係)
- 3 施行期日 平成24年4月1日
- |4| 福知山市三和荘条例の一部を改正する条例(一部改正)【三和支所】
- 1 改正の理由 福知山市三和荘の利用料金の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が ある。
- 2 改正の内容

三和荘の会議室を営利目的で利用する場合は、利用料金の3倍の額を徴収することとした。 (別表関係)

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- | 5 福知山市職員定数条例の一部を改正する条例(一部改正)【職員課】
- 1 改正の理由 職員の定数の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容

本市の職員のうち次に掲げる職員の定数を当該各号のとおりとし、本市の職員の計を1, 533人とすることとした。 (第2条関係)

- (1) 市長の事務局の職員 645人 (-25人)
- (2) ガス水道部の職員 85人(+25人)

- (3) 市立福知山市民病院の職員 544人(+88人)
- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 6 福知山市長及び副市長並びにガス水道事業管理者の給与に関する条例の一 部を改正する条例(一部改正)【職員課】
- 1 改正の理由

市長及び副市長並びにガス水道事業管理者の給料月額の減額を行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

平成24年4月1日から平成24年6月19日までの間、市長等の給料月額について次の減額を行うこととした。 (附則第20項関係)

ア 市長 15パーセント

イ 副市長 10パーセント

ウ ガス水道事業管理者 5パーセント

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- [7] 福知山市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (一部改正)【職員課】
- 1 改正の理由

教育長の給料月額の減額を行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

平成24年4月1日から平成24年6月19日までの間、教育長の給料月額の5パーセントの減額を行うこととした。 (附則第4項関係)

3 施行期日 平成24年4月1日

图 福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(一部改正) 【職員課】

#### 1 改正の理由

非常勤嘱託職員の報酬の改正等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

- (1) 非常勤嘱託職員の報酬の上限を1万円増額し、月額229,600円 とすることとした。 (第21条の2関係)
- (2)下水道事業の企業会計化に伴い、下水道部職員の下水道事業受益者負担 金徴収事務手当等を削ることとした。 (別表第3関係)
- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 9 福知山市三和町林業者等健康増進施設条例の一部を改正する条例(一部改正)【三和支所】
- 1 改正の理由

福知山市三和町林業者等健康増進施設の利用料金の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

福知山市三和町林業者等健康増進施設(体育館)を利用する者が入場料を 徴収する場合は、利用料金の2倍の額を徴収することとした。

また、営利目的とする場合は、利用料金の3倍の額を徴収することとした。 (別表関係)

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 10 福知山市駐車場条例の一部を改正する条例(一部改正)【まちづくり推進課】
- 1 改正の理由

福知山城公園観光駐車場の駐車料金の無料化に伴い、所要の規定の整備を 行う必要がある。

- 2 改正の内容
  - (1)条例名を「市営福知山駅前駐車場条例」とすることとした。

(題名関係)

- (2) 無料化に伴い、福知山城公園観光駐車場の項目を削ることとした。 (第2条、第5条関係)
- 3 施行期日 平成24年4月1日
- [1] 福知山市消防本部条例の一部を改正する条例(一部改正)【消防本部】
- 1 改正の理由 消防本部の移転に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容 消防本部の位置を福知山市東羽合町46番地の1とすることとした。 (第3条関係)
- 3 施行期日 規則で定める日
- [12] 福知山市の消防署の設置、位置、名称及び管轄区域に関する条例の一部を 改正する条例(一部改正)【消防本部】
- 1 改正の理由 消防署の移転に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容 消防署の位置を福知山市東羽合町46番地の1とすることとした。 (第3条関係)
- 3 施行期日 規則で定める日

- [13] 福知山市消防団の設置、名称及び区域に関する条例の一部を改正する条例 (一部改正)【消防本部】
- 1 改正の理由 消防団の本部の移転に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容 消防団の本部の位置を福知山市東羽合町46番地の1とすることとした。 (第5条関係)
- 3 施行期日 規則で定める日
- 14 福知山市火災予防条例の一部を改正する条例(一部改正)【消防本部】
- 1 改正の理由 危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必 要がある。
- 2 改正の内容

政令の改正に伴い、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されたことにより、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものの一定の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準のうち、適用しないものを定め、かつ、適用するものについて一定期間の経過措置を規定することとした。

(附則第3項、第4項、第5項、第6項関係)

- 3 施行期日 平成24年7月1日
- 15 福知山市消防手数料条例の一部を改正する条例(一部改正)【消防本部】
- 1 改正の理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、所要の規 定の整理を行う必要がある。
- 2 改正の内容

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の技術基準が整備されたことに伴い、浮き 蓋付特定屋外タンク貯蔵所の審査手数料を定めることとした。

(別表関係)

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 16 福知山市犯罪被害者等支援条例(新規)【生活交通課】
- 1 制定の理由 犯罪被害者等の支援を行うために、条例を制定する必要がある。
- 2 制定の内容
- (1) 犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、 犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とすること とした。 (第1条関係)
- (2) 犯罪者等の用語の意義を定めることとした。 (第2条関係)
- (3) 犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、行うこととした。

また、支援の過程においては、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の 適正な取扱いの確保に最大限配慮することとした。 (第3条関係)

- (4) 市は、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施することとした。 また、支援を実施するに当たり、関係機関等と連携協力することとした。 (第4条関係)
- (5) 市民等は、市及び関係機関が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならないこととした。 (第5条関係)
- (6) 市は、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うと ともに、関係機関等との連絡調整を行うこととした。 (第6条関係)
- (7) 市は、故意の犯罪行為により、犯罪被害者等になったもので、必要と認めたものに対して、見舞金を支給することとした。 (第7条関係)
- (8) 市は、犯罪等により住居に居住できなくなった犯罪被害者等に対し、一時的な住居を提供することとした。 (第8条関係)
- (9) 市は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるため、広報等を行うこととした。 (第9条関係)
- (10) 市は、犯罪被害者等の支援について、民間支援団体が円滑に実施できるよう支援を行うこととした。 (第10条関係)
- (11) 犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合等においては、犯罪被害者等の支援

(第11条関係)

を行わないこととした。

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 17 福知山市介護保険条例の一部を改正する条例(一部改正)【高齢者福祉課】
- 1 改正の理由

平成24年度から平成26年度までにおける介護保険の保険料を規定する ため、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

介護保険事業の第5期保険料率の見直しに伴い、平成24年度から平成2 6年度における介護保険の保険料率を改正することとした。(第4条関係)

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- [18] 福知山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(一部改正) 【市民病院】
- 1 改正の理由 病院事業における診療科目の追加に伴い、所要の規定の整備を行う必要が ある。
- 2 改正の内容 病院事業における診療科目として、病理診断科及び救急科を設置すること とした。 (第3条関係)
- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 19 福知山城憩いの広場条例(新規)【商工振興課】
- 1 制定の理由 福知山城憩いの広場を設置するために、条例を制定する必要がある。

#### 2 制定の内容

- (1) 広く市民に憩いと交流の場を提供し、本市の活性化を図るため、福知山 城憩いの広場を設置することとした。 (第1条関係)
- (2) 市長は、広場の汚損等の行為等、禁止行為を定めることとした。

(第2条関係)

- (3) 市長は、その利用が危険あると認められる場合等、やむを得ないと認められる場合においては、利用を禁止又は制限をすることが出来ることとした。 (第3条関係)
- (4) 占用の条件、手続きについて規定することとした。(第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条関係)
- (5) 広場を故意又は過失により、汚損等した者は、その損害を賠償しなければならないこととした。 (第13条関係)
- (6) 過料を科す場合の要件を規定することとした。 (第15条関係)
- 3 施行期日 規則で定める日

### 20 福知山市下水道事業区域外流入受益者分担金条例(新規)【下水道部】

#### 1 制定の理由

公共下水道事業の区域外からの汚水の排除に係る分担金について条例を定める必要がある。

#### 2 制定の内容

- (1)公共下水道事業のうち、都市計画下水道事業及び特定環境保全公共下水道によらない区域からの汚水の排除(「区域外流入」という。)につき 分担金を徴収することとした。 (第1条関係)
- (2) 受益者に該当する者は、土地の所有者及び地上権者等並びに都市計画 法(昭和43年法律第100号)上の開発者とすることとした。

(第2条関係)

- (3) 分担金の額は、都市計画下水道又は特定環境保全公共下水道のいずれ かに接続する場合によって、それぞれ当該下水道に係る受益者負担金又 は分担金の計算によることとした。 (第4条関係)
- (4) 分担金の徴収方法等について定めることとした。

(第5条、第6条、第7条、第8条、第9条関係)

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 21 福知山市下水道条例(全部改正)【下水道部】
- 1 改正の理由 下水道事業の公営企業化に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
  - (1) 下水道標準条例の構成に準拠し、全体を再構成することとした。
  - (2) 排水設備の接続方法について、合流式、分流式に分けて規定することとした。 (第4条関係)
  - (3) 排水設備の公共ます等への接続方法に関し、下水道標準条例に準じて、 排水管の内径、勾配の基準について規定することとした。(第4条関係)
  - (4) 特定事業場等から排出される下水の基準について政令にあわせることとした。 (第7条、第8条関係)
  - (5) 公共下水道への排除の停止、制限を規定することとした。

(第10条関係)

(6) 使用料の算定について、排水処理区域ごとに規定することとした。

(第14条関係)

- (7) 月中途における使用開始、中止等に対する使用料の算定方法について 規定することとした。 (第14条関係)
- (8)公共下水道事業の区域外からの汚水の排除の許可について定めることとした。 (第28条関係)
- (9) 処理区域を明文化することとした。 (別表第1関係)
- (10) 使用料の算定に関し、三和及び大江区域に適用される使用料表を別表 に追加することとした。 (別表第2関係)
- (11) 文言の整理を行うこととした。
- 3 施行期日 平成24年4月1日
- [22] 福知山市農村研修集会施設条例の一部を改正する条例(一部改正) 【農林管理課】
- 1 改正の理由

福知山市農村研修集会施設の管理方法の変更に伴い、所要の規定の整備を 行う必要がある。

#### 2 改正の内容

福知山市農村研修集会施設を指定管理者制度によらないこととすることと した。 (第4条、第5条、第6条関係)

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 23 福知山市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例(一部改正) 【下水道部】

#### 1 改正の理由

福知山市下水道条例の改正に伴い、排水設備工事の基準、使用料算定の規定の整合を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

- 2 改正の内容
  - (1) 排水設備の公共ます等への接続方法に関し、下水道標準条例に準じて、 排水管の内径、勾配の基準についても条例中に規定することとした。 (第4条関係)
  - (2) 排水設備の設置義務者に土地の所有者を加えることとした。

(第6条関係)

- (3) 使用料の算定に関し、公共下水道と統一を図り、排水処理区域ごとに 規定することとした。 (第14条の2関係)
- (4) 月中途における使用開始、中止等に対する使用料の算定方法について 規定することとした。 (第14条の2関係)
- (5) 文言の整理を行うこととした。
- 3 施行期日

平成24年4月1日

## 24 福知山市農林関係事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例(一部改正) 【下水道部】

#### 1 改正の理由

農業集落排水事業に係る分担金の賦課期日の区分を追加することに伴い、 所要の規定の整備を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

農業集落排水事業に係る分担金の賦課期日に、排水施設又は排水設備の接続許可の日その他市長が認めた日の区分を追加することとした。(第7条関係)

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 25 福知山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例 (一部改正)【下水道部】
- 1 改正の理由 下水道事業の公営企業化に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
  - (1)「市長」とあるのを「ガス水道事業管理者」と改めることとした。 (第1条、第3条、第5条第1項、第6条、第7条、第9条、第10条、 第11条、第12条、第13条関係)
  - (2) 受益者の特例について定めることとした。 (第2条関係)
  - (3) 民間開発等に対応するため、年度途中での賦課対象区域を定めることができることとした。 (第5条第2項関係)
  - (4) 文言の整理を行うこととした。
- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 26 福知山市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条 例(一部改正)【下水道部】
- 1 改正の理由 下水道事業の公営企業化に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
  - (1)「市長」とあるのを「ガス水道事業管理者」と改めることとした。 (第2条、第3条、第5条、第7条、第10条関係)
  - (2) 賦課期日の特例について定めることとした。 (第4条関係)
  - (3) 文言の整理を行うこととした。
- 3 施行期日 平成24年4月1日

- 27 福知山市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(一部改正)【ガス水道部】
- 1 改正の理由 下水道事業の公営企業化に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
  - (1)下水道事業の処理区域、計画処理人口及び処理能力について、規定することとした。 (第4条関係)
  - (2) 下水道事業の公営企業化に伴い、下水道事業を追加することとした。 (第1条、第2条、第3条、第5条、第7条、第8条、第9条、第1 0条関係)
- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 28 福知山市ガス水道部の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部 を改正する条例(一部改正)【ガス水道部】
- 1 改正の理由 下水道事業の公営企業化に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容

下水道事業の公営企業化に伴い、給与額決定の際に特殊性を考慮する事業に下水道事業を追加することとした。 (第21条関係)

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 29 福知山市営住宅条例の一部を改正する条例(一部改正)【建築課】
- 1 改正の理由 従来の市営住宅の入居者資格の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う 必要がある。
- 2 改正の内容
  - (1) 従来の入居要件のうち同居要件を廃止し、新たに同居の場合は親族に

限ることとし、単身でも入居できることとした。 (第6条第1項関係) (2) 単身で入居できる場合の居室の要件を規定することとした。

(第6条第2項関係)

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 30 福知山市駅前広場条例の一部を改正する条例(一部改正)【駅周辺整備課】
- 1 改正の理由 福知山市駅前広場駐車場の料金改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要 がある。
- 2 改正の内容

福知山市駅前広場駐車場の駐車料金を、現在30分まで無料のところを1時間まで無料とするとともに、料金全体の値下げを行うこととした。

(別表関係)

- 3 施行期日 平成24年4月1日
- 31 福知山市立公民館条例の一部を改正する条例(一部改正)【中央公民館】
- 1 改正の理由 社会教育法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
- 2 改正の内容

公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の 向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱又は任命す ることとした。 (第3条関係)

3 施行期日 平成24年4月1日

- 32 福知山市立図書館条例の一部を改正する条例(一部改正)【図書館】
- 1 改正の理由 図書館法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
- 2 改正の内容

図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上 に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱又は任命するこ ととした。 (第8条関係)

3 施行期日 平成24年4月1日